

私たちの生活は「契約」の連続です。

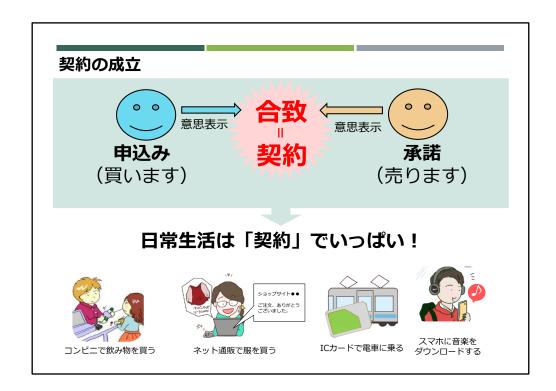
これを聞いて「?」と思ったアナタ。 契約の基本を学んでいきましょう。



「契約」にどんなイメージがありますか?

数百万円、数千万円・数億円のお金が動くこと?ハンコを押すこと?相手から説明を受けてモノを買うこと?

実は、契約は意外と身近なものなのです。では、契約の基本を見ていきましょう。

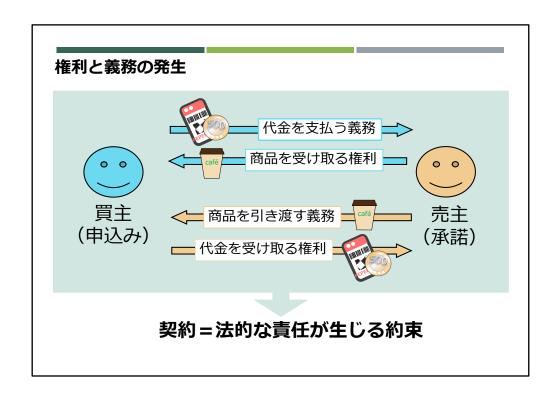


契約は、一方の「この内容で契約したいです」という意思表示(申込み)に対して、相手方が「いいですよ」という意思表示(承諾)をしたときに成立します。

簡単に言うと、「これを売ってください」「いいですよ」で契約が成立するということです。 例えば、お店で「コーヒーをください」「はい」で契約は成立します。

ところで、レジでいちいち契約書を交わし、ハンコ(サイン)を求めていたらどうなるでしょう。大行列ですね。レジで契約書を作成(+押印)していないですが、契約は成立しています。つまり、契約は当事者の合意があれば口頭でも成立するのです。そして、売主・買主のどちらかがNO!という意思表をしたら契約は成立しません。

では、「父が中学生の息子に、成績が上がったらハイスペックのスマホを買ってあげると言った」などの「約束」とはどう違うのでしょうか?



契約とは、「法的な責任が生じる約束」です。

契約を結ぶと「権利」と「義務」が発生します。

申し込んだ人には「代金を支払う義務」、承諾した人には「商品・サービスを引き渡す義務」といった、法的な責任が生じます。

「コーヒーをください」「はい」で契約が成立すると、客にはコーヒーを受け取る権利と、お店に代金を支払う義務が生じ、お店には代金を受け取る権利と、客にコーヒーを引き渡す義務が生じます。

契約当事者は契約の内容である約束を守らなければなりません。

買いますと申し込んだ人(客)が「代金は支払わない」、売りますと承諾した人(お店)が 「商品は渡さない」など、それぞれ義務を果たさない場合は、裁判等を経て最終的に判 決に従うことになります。

「成績が上がったらスマホを買う約束」は、破ったからと言って罰則はありません。つまり、これは単に約束であり契約ではないのです。

契約をやめる

消費者を守る法律・制度

- 民法(未成年者契約の取消し)
- 特定商取引法(特定商取引に関する法律)
- 消費者契約法



原則、一度契約をすると、勝手に(一方的に)契約を解消することはできません。 「さっき買ったワンピースが別の店で30%OFFになっていたから返品する」「昨日売ったトレーディングカードはやはり店に置いておきたくなった。お金は返すからトレーディングカードを返して。」このように、一度成立した契約が一方の思いだけで覆されるようでは、健全な消費行動は行えません。

しかし、あまりにも理不尽な契約なのに「解約には応じない支払え!」「物を引き渡せ!」と言われたら、どうでしょう。

そこで、消費者を守るため、法律で契約をやめたりできる場合が設けられています。 消費生活相談でもよく検討される、「民法(未成年者契約の取消し)」「特定商取引法」 「消費者契約法」での契約解消について学びましょう。



民法では未成年者(18歳未満の者)は、取引の知識や経験、判断能力が未熟と考えられていて、契約などをする場合は原則、法定代理人(多くは両親、親権者)の同意が必要とされています。

未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約などをした場合、その未成年者と法定代理 人は契約を取り消すことができます。

(未成年者契約の取消し) 【民法】

要件(以下の要件がすべて当てはまれば契約の取消を主張できます)

- 契約時の年齢が18歳未満
- 未婚
- 法定代理人(多くは両親、親権者)が同意していない
- 小遣いの範囲内でない
- 詐術*1を用いていない
- 法定代理人から許された営業に関する取引でない
- 未成年者が成年になってから、又は法定代理人の追認※2がない
- 取消権が時効になっていない(時効は未成年者が成年になったときから5年間又は契約から20年間)

※1 許術:未成年者が「自分は成年だ」「法定代理人の同意を得ている」などの聴をついた結果、相手が誤信したこと。
※2 追認:取消してきる契約(不安定な状態の法律行為)を、有効なものとして確定すること。

取消しの効果

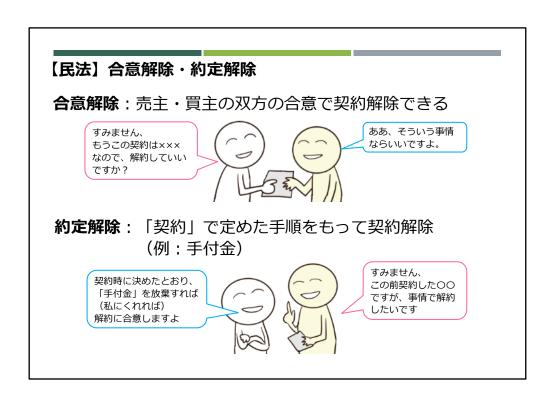
■ 契約時にさかのぼって「最初からなかったもの」とされる

- 代金支払の義務はなくなる
- 支払った代金があれば返還請求できる
- 既に受取った商品やサービスは、現在手元にある分だけ(現存利益)を返還する 例:サプリメントを一部食べてしまった場合、残っている分だけ返せばよい

契約取消しの意思表示は 口頭でも良いのですが、 後日のトラブルを避ける ためには書面で通知し、 通知した証拠を残して おきましょう。



法定代理人の同意のない未成年者の契約は取消権行使によって遡って無効にすること ができますが、小遣いの範囲を超えるような金額の契約をする場合は、契約前に親に 相談したり、必要な契約かを十分に考えることが大切です。



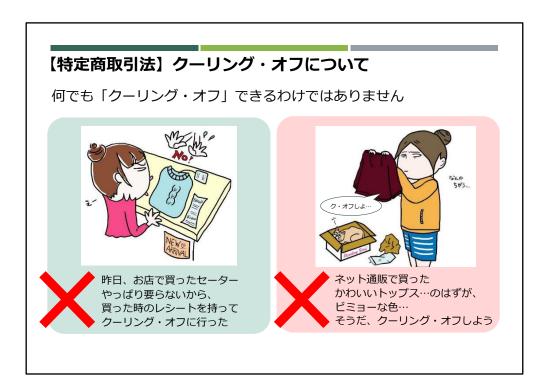
法律で定められた手順で解除に至るものを「法定解除」といい、双方の合意で契約をやめることができる「合意解除」、解除できる場合(一定の条件)を定めておく「約定解除」があります。

^{契約をやめる} 特定商取引法(特定商取引に関する法律)						
取引類型	クーリング・ オフ適用期間	中途解約	取消権	その他		
坊問販売 店舗以外の場所で行う商品・サービスの契約 キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法などを含む	8日間	×	0	過量販売解除権		
通信販売 事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段に より申込みを受ける取引	× (※1)	×	× (※2)	返品特約等のルール (※3)		
電話勧誘販売 事業者から電話で勧誘を受けて行う商品・サービスの契約	8日間	×	0	過量販売解除権		
連鎖販売取引 個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせる形で、 販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・サービスの取引	2 0 日間	0	0			
特定継続的役務提供 継続的にサービスの提供を受け、高額な契約になりがちな取引 エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、バソコン教 室、結婚相手紹介サービスの7種	8日間	0	0	エステ・美容医療は1カ 月、その他は2か月を起 え、かつ契約金額が5万 円を超える契約が対象。		
業務提供誘引販売取引 「仕事を提供するので収入が得られる」と勧誘し、そのために必要だとして商 品やサービスを契約させる取引	2 0 日間	×	0			
訪問購入 店舗以外の場所で、事業者が消費者の物品の購入を行う取引	8日間	×	×	クーリング・オフ期間中 は品物の引渡拒否可		
ネガティブ・オブション (送り付け商法) 注文していない商品を一方的に送り付け、代金を請求する商法	-	-	-	商品到着後、直ちに処分 可能		

次に、特定商取引法についてです。

特定商取引法は、事業者の違法・悪質な勧誘を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

具体的には、消費者トラブルを生じやすい取引に、事業者が守るルール(行政規制)と、 消費者を守るルール(民事ルール(代表的なものに「クーリング・オフ」)、中途解約、取消 権など)を定めています。



*クーリング・オフ制度は特定商取引法、宅地建物取引業法、保険業法など様々な法律で定められています。ここでは、「特定商取引法によるクーリング・オフ」について、紹介します。

クーリング・オフと聞いて…

「何でもかんでも買ってから8日以内にお店に行ってレシートを見せれば返品してもらえる」「通信販売で買った服の色が思ってたのと違うから送り返せば返品できる」制度と思っていませんか?



クーリング・オフは、<u>特定の取引</u>で、契約後に消費者が頭を冷やして冷静に考え直す期間を設け、一定の期間であれば無条件・無理由で契約申し込みの撤回や、契約を解除できるよう定められた制度です。

【特定商取引法】クーリング・オフについて

適用期間について

- ◆「買った日・契約した日」ではなく、契約書又は申込書面(以下、法定書面)を受け取った日が起算日です。連鎖販売取引については、「法定書面を受け取った日」または「商品の引渡し日」のいずれか遅い日が起算日です。
- ◆通知を発送したときに効力が生じます。
- ◆書面を交付されなかった、書面に不備があった、事業者の嘘や脅しでク・オフを妨害された場合は、改めて書面を受 領した日から起算します。

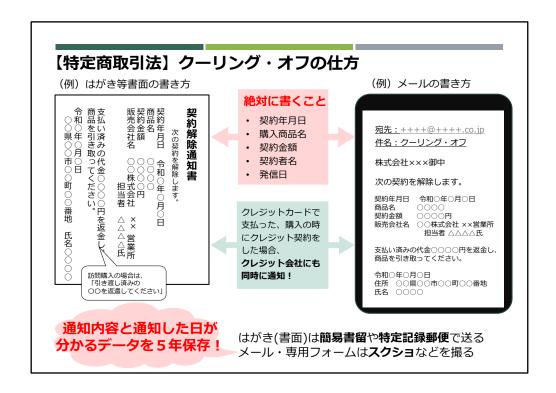
クーリング・オフの効果

- 支払った代金は全額返金されます。
- 商品を受け取っている場合は、事業者の負担で商品を引き取ってもらえます。また、事業者に原状回復するよう (例えば、施工した所を元に戻すよう)請求できます。
- 契約を解除しても、違約金や損害賠償金を支払う必要はありません。

クーリング・オフできないもの

- 自分の意思で店舗に出向いての契約
 - (ただし「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」「業務提供誘引販売取引」を除く)
- 通信販売 ※一部「電話勧誘販売」に該当するケースもあります。
- 営業のための契約(ただし「連鎖販売取引」「業務提供誘引販売取引」を除く)
- 政令指定の消耗品を自分の意思で使用・消費したとき(ただし、書面にその旨記載されている場合)
- 自動車、自動車リース、葬儀等のクーリング・オフになじまない取引
- 3,000円未満の現金取引
- ・ 「訪問購入」で、政令で定められたもの(自動車・家庭用電気機械器具・家具・書籍等)
- 特定商取引法以外の法律の規定が適用できるケース

特定商取引法によるクーリング・オフのまとめです。



クーリング・オフの仕方です。

はがきや手紙のように紙媒体を郵便等で送付する場合は、はがきは両面、手紙などは 文面と宛名を書いた封書をコピーし、必ず「簡易書留」「特定記録郵便」などを利用して 送付します。

メールで通知する場合は発信日を必ず記載し、送信済みメールを保存します。 販売サイトのクーリング・オフ専用フォームの場合は、送信前に画面のスクリーンショット を保存します。

いずれも、契約書面等とともに通知内容と通知した(発信した)日付が分かるデータを5年間保存します。



通信販売は、"画面で十分に商品内容を吟味して注文した"とみなされるため、クーリング・オフはできません。

原則として、通信販売の解約・返品は、事業者の定めた「返品特約」に従うことになります。販売業者が「特約」を定めていない場合は、商品の引き渡し日から8日間は売買契約を解除できます。

【特定商取引法】中途解約



特定継続的役務提供

エステティックサロン、 美容医療、語学教室、 家庭教師、学習塾、パソコン教室、

結婚相手紹介サービス

エステ・美容医療は1か月、 その他は2か月を超え、 かつ契約金額が5万円を 超える契約が対象。

法で定められた違約金を支払えば中途解約できます

長期で高額になりがちな契約、 ビジネスに不慣れなのに販売員などになるような契約は 支払いできるのか、続けられるか、<mark>契約前によ~く考えましょう★</mark>

クーリング・オフ期間を過ぎても、「連鎖販売取引」と「特定継続的役務提供」については、 違約金を支払うことで中途解約できます。 違約金も法で上限が定められています。

+π	%5 ± 15 11 = 2	
契	約をやめる	
淮	費者契約法	
71.		
事業者	の以下の行為によって消費者が「	誤認」「困惑」等した状態で契約した場合は契約取消しを主張できます。
類型	取消しできる不当な勧誘	内容
誤認	不実告知	重要事項について事実と異なることを告げた
	断定的判断の提供	将来的における変動が不確実な事項について確実であると告げた
	不利益事実の不告知	消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について消費者の不利益となる事実を故意または重大 な過失によって告げなかった
困惑	不退去	消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しなかった
	退去妨害	消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず消費者を退去させなかった
	退去困難な場所へ同行	勧誘することを告げずに消費者を退去困難な場所へ連れて行き、消費者が退去困難であることを知り ながら勧誘をした
	威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害	消費者が消費者契約を締結するか相談を行うため、電話等によって第三者に連絡したいと言ったが、 事業者が威迫する言葉を交えて連絡を妨害して勧誘をした
	社会生活上の経験不足を不当に利用して、 不安をあおる告知	消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた
	社会生活上の経験不足を不当に利用して、 恋愛感情に乗じた人間関係の濫用	消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、勧誘者に行為の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の 感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げた
	判断力の低下を不当に利用	加齢や心身の故障により判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要だと告げた
	霊感等による知見を用いた告知	霊感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命等の現在生じ若しくは将来生じる重大な不利益を回避できないとの不安をあおり、又は不安に乗じて、契約が必要と告げた
	契約前に強引に債務の内容を実施	契約締結前に、契約による義務を実施し、又は目的物の現状を変更し、実施前の原状の回復を著しく 困難にした 契約締結前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求した

次に、消費者契約法についてです。

契約をするとき、消費者と事業者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があるので、事業者の言う事をうのみにしたり、断り切れずに不利な契約をする恐れがあります。消費者契約法は、そんな「誤認」や「困惑した状態」で結んでしまった契約の取消しができたり、消費者に一方的に不利な契約条項は無効にする等を定めて消費者を守る法律です。

まずは、取消しについてです。



不当な勧誘により結ばされた契約は、後から取り消すことができます。 例:

ライブ配信の副業の勧誘で、有料のサポートマニュアルを購入し、その指示どおりに配信すれば視聴者からポイントがもらえ「必ず毎月100万円の収益になる」と言われたが、その収益をあげられるかどうかはライブ視聴者の人数や、視聴者がポイントを配信者に付与するかどうかで左右されるものであって、不確実なものだった。(断定的判断の提供)



不当な勧誘により結ばされた契約は、後から取り消すことができます。 例

- 街で「無料1.3肌チェックとアンケートお願いします☆」と声を掛けられ、付いて行くとビルの一室に通され、そこで美顔器や化粧品(80万円)を買え買え言われ、怖そうな人や複数人で退路を塞がれ、結局契約するまで帰してもらえなかった…(退去妨害)
- 就職支援アプリで知り合った人が、面接攻略法を教えてくれるというので会いに行った。話していると「君はこのままだと就職は無理なんじゃない?」「もっと活動しないと」と言われ、就職できなかったらどうしよう…と不安になったところに、有料セミナーの参加や就活教材の購入をしきりに勧められ、契約してしまった…(不安をあおる告知)



不当な勧誘により結ばされた契約は、後から取り消すことができます。

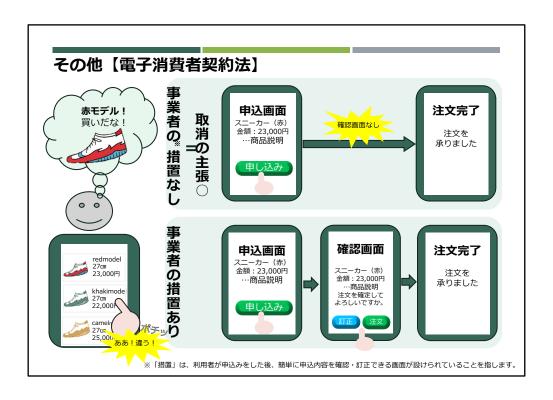
取消権行使には期限があります。

追認できる時とは、取消しの原因となっていた状況が消滅した時で、消費者が誤認した ことに気づいた時、困惑を脱した時などです。



次に、無効についてです。

消費者の利益を不当に害する契約条項は「無効」となります。なお、該当する「条項が無効」になるのであって、契約そのものが解消できるわけではありません。



ネットショッピングで赤いスニーカーを買おうと思っていたのに、うっかり下段の黄色いスニーカーの注文ボタンをタップしてしまった、なんていうことはありませんか?

ネット通販で起きやすい「操作ミス」などによるトラブルから利用者を救済するために、 電子消費者契約法では「簡単に申込内容を確認・訂正できる画面が設けられていない 場合は、契約の取消しを主張できる」としています。



繰り返しになりますが、原則、一度契約をすると、勝手に(一方的に)契約を解消することはできません。

買主には「代金を支払う義務」、売主には「商品・サービスを引き渡す義務」が生じます。 解約手続きが面倒だ、よくわからないなどと言って約束を守らず放置するのは契約違 反です。最終的には「法廷で争う!」…などということにもなりかねません。

契約は、私たちにとても身近なことですが、とても大切なことなのだと意識しましょう。



困ったときは、お住まいに近くの消費生活センター又は消費者ホットライン「188」にすぐご相談ください。

相談するときは、契約書やこれまでの経緯のメモを用意するとスムーズです。

おまけ

用語解説

- **無 効:**契約が初めからなかったことになること
- 取消し:一旦成立した契約を遡って無効にすること
- 解 除:契約当事者の意思表示によって契約の効力をさかのぼって消滅させること
- 追 認:取消しできる行為を、取り消さないとして契約を確定させること
- 錯 誤: 勘違い、言い間違いなどで本心とは違ったことを意思表示したが、本人がその間違いに気づいていないこと
- 誤 認:違うものを、そうだと誤って認めること
- 重過失:わずかな注意をすれば気付けたにもかかわらず、気付けなかった著しい落ち度の
- 故 意:わざと
- 心裡留保:表意者が、自分の本心とは違うことを自覚していながら、相手にその違うことを 表示すること
- 通謀虚偽表示: 当事者同士が通じてする虚偽の意思表示
- 善意の第三者:法律上関わりのある当事者間で、特定の事情を知らない第三者のこと